犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成27年10月8日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成27年第２号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成27年10月８日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成14年３月１日頃から平成21年５月26日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

山本征弘が統括する詐欺集団により行われた（改正前の）組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号（組織的詐欺）の罪のうち、金融業者を仮装して、融資申込人から金品を詐取する行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

詐欺の手口は、「郵協（ゆうきょう）」などという金融業者を装い、切手を換金して誰にでも100万円までの金額を融資するなどと説明し、入会申込書を6,000円の代金引換郵便で購入させるとともに、登録費として8,000円分の収入印紙を交付させた上、希望額の融資を受けるには返済実績を作る必要があるとして、３万円の融資からスタートし、切手の換金手数料として融資額の１割を、貸付金の送金手数料として１回7,000円を、毎回融資額から天引きして送金するので（３万円の融資の場合は２万円の送金）、それを３万円にして返金すれば、次の５万円の融資を受けられるとし、同様に融資とその返済を繰り返すことで、その都度換金手数料と送金手数料を支払えば、10万円、20万円、50万円、100万円と融資額が上がっていくシステムであるなどと説明しながら、実際には、10万円か多くとも20万円で融資を打ち切り、50万円や100万円といった金額の融資を希望する客から上記各手数料分の金品を詐取していたというものである。

5　開始決定の時における給付資金の額　金90万4,934円

6　支給申請期間　平成27年10月８日から平成27年12月７日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人氏名　①山本　征弘、②宮崎　一隆、③山本　武夫、④山本　構治

⑵　裁判所名　①②③大阪地方裁判所

④第一審　大阪地方裁判所、控訴審　大阪高等裁判所

⑶　裁判年月日　①②③平成22年３月26日

④第一審　平成22年３月26日、控訴審　平成22年10月13日

⑷　確定年月日　①③平成22年４月10日、②平成22年４月23日、④平成22年10月28日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

ア　被告人①山本征弘及び②宮崎一隆について

（事実の要旨）

㋐　被告人らは共謀の上、平成19年８月28日から同21年１月26日までの間、14回にわたり、４名の被害者から前記３の組織的詐欺の犯罪行為により現金をだまし取るに際し、被告人らが管理する他人名義の３口座に合計73万6,000円を振込送金させ、犯罪収益等の取得について事実を仮装したものである。

㋑　被告人らは山本武夫と共謀の上、平成21年２月３日から同年４月３日までの間、101回にわたり、32名の被害者から前記３の組織的詐欺の犯罪行為により現金をだまし取るに際し、被告人らが管理する他人名義の口座に合計657万2,000円を振込送金させ、犯罪収益等の取得について事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

イ　被告人③山本武夫及び④山本構治について

（事実の要旨）

被告人らは、山本征弘らと共謀の上、「郵協」などと名乗る詐欺集団を構成し、その集団の活動として、平成20年11月25日頃から同21年４月３日までの間、168回にわたり、32名の被害者から前記３の組織的詐欺の犯罪行為により金品（現金合計678万1,000円及び収入印紙合計25万6,000円分）をだまし取った（実損害額合計181万円）ものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3118

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、子吉川水系鳥海ダム建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成し、同法第七条の規定に基づき、次のとおり公告し、方法書、これを要約した書類（以下「要約書」という。）を縦覧に供する。

また、同法第七条の二の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、方法書について、同法第八条第一項の規定により環境の保全の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十七年十月八日

国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　事業者の氏名及び住所

事業者の氏名　国土交通省東北地方整備局長　川瀧　弘之

事業者の住所　宮城県仙台市青葉区二日町九番一五号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　子吉川水系鳥海ダム建設事業

対象事業の種類　ダム新築事業

対象事業の規模　貯水面積約三百十ヘクタール（サーチャージ水位における貯水池の区域の面積）

三　対象事業が実施されるべき区域

秋田県由利本荘市

四　関係地域の範囲

秋田県由利本荘市、山形県遊佐町

五　方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

宮城県仙台市青葉区二日町九番一五号

国土交通省東北地方整備局河川部河川計画課

秋田県由利本荘市桜小路三二番一号

国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所

秋田県秋田市山王一丁目一〇番二九号

国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所